

射水市監査委員告示第 14 号

財政援助団体等監査（出資団体、指定管理者、財政援助団体監査）
結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和2年11月に実施した財政援助団体等監査（公益財団法人射水市体育協会）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年11月19日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 堀 義治

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

公益財団法人 射水市体育協会
(市所管課 生涯学習・スポーツ課)

(2) 選定理由

財務に関する事務の執行、経営に係る事務事業の管理等について、射水市財政援助団体等監査要領及び財政援助団体等の選定基準に基づき、当年度の監査委員監査の対象とする。

・前回の監査期間 平成30年1月22日から同年2月5日まで

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|--|---------------------------------------|
| (1) 出資目的に合った事業運営が行われないリスク | ア 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 |
| | イ 経営成績及び財政状態は良好か。 |
| | ウ 会計経理及び財産管理は適切か。 |
| | エ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。 |
| (2) 指定管理施設において、協定等に基づく義務の履行が適切に行われないリスク | ア 事業報告書は適正に作成されているか。 |
| | イ 施設及び設備の維持管理は、仕様書どおり適切かつ効率的に行われているか。 |
| | ウ 利用料金の収納は適正に行われているか。 |
| | エ 利用促進並びに利用者サービス向上のための取組はなされているか。 |
| オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 | |
| (3) 補助事業において、目的に合った事業の実施及び適切な会計処理が行われないリスク | ア 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 |
| | イ 補助金等に係る収支の会計整理は適正か。 |
| | ウ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。 |

4 監査の実施内容

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、主な着眼点ごとに、提出された監査資料を審査し、サンプルベースで実証的手続を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

5 監査の期間

令和2年10月23日から同年11月10日まで

6 団体の概要

| | |
|-----|----------------|
| 名称 | 公益財団法人 射水市体育協会 |
| 代表者 | 会長 夏野 元志 |
| 所在地 | 射水市久々湊 467 番地 |

令和元年度における経常収益は 139,566,766 円、経常費用は 144,545,194 円で、当期経常増減額は 4,978,428 円である。正味財産期末残高は 106,210,042 円である。

7 射水市の出資等の状況

出損金

| 資本金額 | 射水市の出資額 | 射水市の出資割合 |
|--------------|--------------|----------|
| 85,000,000 円 | 65,865,000 円 | 77.5% |

補助金

| 名称 | 金額 |
|------------------------------|--------------|
| 射水市体育協会事務局補助金 | 26,486,000 円 |
| (公財)射水市体育協会 競技団体・地区(校下)活動補助金 | 5,350,000 円 |
| 富山県駅伝競走大会選手派遣補助金 | 350,000 円 |
| 射水市元旦マラソン大会開催補助金 | 980,000 円 |
| 射水市体育協会スポーツアスリート育成事業補助金 | 1,200,000 円 |

8 指定管理施設の概要

| | |
|---------|---------------------|
| 施設名 | 射水市サン・ビレッジ新湊 |
| 所在地 | 射水市有磯一丁目6番地1 |
| 所管課 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 基本協定締結日 | 平成27年1月20日 |
| 指定期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日 |
| 管理業務委託料 | 6,514,410 円(令和元年度) |

| | |
|---------|---------------------|
| 施設名 | 射水市海竜スポーツランド |
| 所在地 | 射水市海竜町29番地 |
| 所管課 | 生涯学習・スポーツ課 |
| 基本協定締結日 | 平成27年1月20日 |
| 指定期間 | 平成27年4月1日～令和2年3月31日 |
| 管理業務委託料 | 44,134,250 円(令和元年度) |

令和元年度の業務状況

| 項目(前年度比) | サン・ビレッジ新湊 | 海竜スポーツランド |
|----------|---------------------|----------------------|
| 開館日数 | 305日 (100.0%) | 299日 (100.0%) |
| 利用人数 | 9,681人 (117.2%) | 88,727人 (92.1%) |
| 収入計 | 6,750,000円 (101.6%) | 61,881,500円 (99.2%) |
| 支出計 | 6,264,480円 (98.7%) | 67,235,766円 (111.2%) |
| 収支差額 | 485,520円 (163.5%) | 5,354,266円 (280.8%) |

9 監査の結果

監査の結果、当該出資及び当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められる。

意見

- (1) スポーツ団体の育成強化やスポーツ教室等の開催については、特に子ども達に対するより一層の育成・強化に努めながら、各種競技の底辺拡大を図りたい。